

兵庫県警察機動装備隊運用要領（例規）

平成12年3月16日
兵警装例規第2号警察本部長

1 趣旨

この要領は、兵庫県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の編成及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 任務

機動装備隊は、装備資機材の調達、搬送及び取扱要領等の指導並びに装備資機材の活用による現場支援活動を行う。

3 編成

- (1) 機動装備隊の編成は、機動装備隊編成表（別表）のとおりとする。
- (2) 隊長は、総務部装備課（以下「装備課」という。）課長補佐をもって充てる。

4 派遣要請

所属長は、機動装備隊の派遣が必要であると認めるときは、機動装備隊派遣要請書（様式第1号）により、総務部長に要請（装備課経由）するものとする。ただし、急を要するときは、口頭により派遣要請を行った後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

5 派遣

総務部長は、前記4の規定により派遣要請があった場合において必要があると認めるとき、又は派遣要請がない場合において機動装備隊が有効に機能すると認める事案が発生したときは、機動装備隊を派遣するものとする。

6 指揮等

- (1) 派遣された機動装備隊の指揮は、派遣要請に係る事案の発生地を管轄する警察署長又は事案を主管する警察本部の所属長（以下「管轄警察署長等」という。）が行うものとする。
- (2) 総務部装備課長（以下「装備課長」という。）は、機動装備隊が派遣されたときは、管轄警察署長等と緊密な連携を保持し、現場支援活動の内容、期間の設定、派遣隊員の増強等について、的確な措置を講ずるものとする。

7 活動結果の報告

隊長は、現場支援活動を行ったときは、現場支援活動結果報告書（様式第2号）により、速やかに管轄警察署長等に報告するものとする。ただし、軽易な事案について

は、電話又は口頭により報告するものとする。

8 教養訓練

装備課長は、装備資機材の取扱技術及び知識の向上を図るため、機動装備隊員に必要な教養訓練を行うものとする。